

第4章 推進施策と取組

条例の第1章から第5章の趣旨を示した5つの施策の方向の下に、条例の条文に基づく24の推進施策、45の取組を配置しました。

施策の方向 I

広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

市民が条例への関心と理解を深め、子どもの権利に関する意識が普及するために、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。

推進施策（1）子どもの権利に関する広報

子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する普及啓発事業等を市と市民の協働のもとに行います。

1

計画期間の取組内容

かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後において、市民参加のもと、かわさき子どもの権利の日事業をはじめとした子どもの権利についての広報・啓発事業を実施します。

[該当条文] 第5条（かわさき子どもの権利の日）

おもな所管

こども未来局

2

子どもの権利に関する理解を深めるため、条例や子どもの権利に関する内容について、さまざまな媒体や手法を用いて効果的に広報を行います。

[該当条文] 第6条（広報）

こども未来局
教育委員会事務局

推進施策（2）子どもの権利学習

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

3 計画期間の取組内容

親等による家庭教育の支援、「子どもの権利に関する週間¹⁶」をはじめとする学校教育、市民館での人権学習等の社会教育により、子どもの権利に関する意識の普及等を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

4

子どもの権利に関する認識を深めるため、学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係する者に対して、条例の意義や権利保障のあり方等についての研修を行います。

健康福祉局
こども未来局
教育委員会事務局

5

川崎市子ども会議や行政区・中学校区子ども会議の開催により、子どもの自主的な権利学習を支援します。

教育委員会事務局

〔該当条文〕 第7条（学習等への支援等）

推進施策（3）市民活動団体との連携・支援

子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。

6 計画期間の取組内容

子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関による地域のネットワークを構築し、子育て関連イベント等における連携を進めます。

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第8条（市民活動への支援等）

¹⁶ 子どもの権利に関する週間：「かわさき子どもの権利の日」前後に、子どもの権利についての学習や学校のさまざまな活動を地域に公開する等、「より開かれた学校づくり」を推進する一環として設定した取組。

施策の方向Ⅱ

個別の支援（条例第2章）

子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。

推進施策（4）個別の必要に応じた支援

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもが置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

重点的取組2 困難を抱える子どもを支援する取組

7

計画期間の取組内容

国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信や、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行います。

おもな所管

総務企画局
市民文化局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

重点的取組2 困難を抱える子どもを支援する取組

8

性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。

市民文化局
健康福祉局
こども未来局
教育委員会事務局

重点的取組2 困難を抱える子どもを支援する取組

9

身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。

健康福祉局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

10

児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

[該当条文] 第16条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

推進施策（5）共生社会に関する理解の促進

さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。

11 計画期間の取組内容

外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう、市民等の理解の促進を図ります。また、いじめや不登校が未然に防止されるよう、「かわさき共生＊共育プログラム」等による学校での共生教育を推進します。

おもな所管

市民文化局
健康福祉局
区役所
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第 16 条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）



施策の方向Ⅲ

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。

家庭における子どもの権利保障（条例第3章第1節）

推進施策（6）親等による子どもの権利保障の支援

親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。

12 計画期間の取組内容

親等の子どもの権利への関心と理解が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供します。

[該当条文] 第17条（親等による子どもの権利の保障）

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

推進施策（7）子どもの養育の支援

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

13 計画期間の取組内容

さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。

[該当条文] 第18条（養育の支援）

おもな所管

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

重点的取組2 困難を抱える子どもを支援する取組

14

各種子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、状況に応じた必要な支援を行います。

健康福祉局
こども未来局
区役所

推進施策（8）子育てしやすい環境づくり

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。

15

計画期間の取組内容

仕事を持つ親等が安心して子育てしやすいよう、事業者や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方¹⁷や取組についての普及・啓発を行います。

おもな所管

市民文化局
こども未来局

[該当条文] 第18条（養育の支援）

推進施策（9）親等による虐待・体罰の防止及び救済等

親等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。

16

計画期間の取組内容

児童相談所、区役所及び地域の関係機関との連携により、虐待につながる可能性のある事例を早期に把握し、発生を未然に防ぎます。

おもな所管

こども未来局

17

親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発を行います。

こども未来局

18

各種相談事業や、児童相談所、区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

こども未来局
市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

[該当条文] 第19条（虐待及び体罰の禁止）、第20条（虐待からの救済及びその回復）

¹⁷ ワーク・ライフ・バランスの考え方：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を指します（出典：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（内閣府））。

育ち・学ぶ施設における子どもの権利保障（条例第3章第2節）

推進施策（10）育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

19

計画期間の取組内容

学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。

〔該当条文〕 第21条（育ち・学ぶ環境の整備等）

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

20

保育園や学校、こども文化センター等におけるバリアフリー化等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう、安全管理体制を整備します。

〔該当条文〕 第22条（安全管理体制の整備等）

こども未来局
教育委員会事務局

推進施策（11） 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等

育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

重点的取組2 困難を抱える子どもを支援する取組

21 計画期間の取組内容

条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

重点的取組2 困難を抱える子どもを支援する取組

22

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

こども未来局
教育委員会事務局

[該当条文] 第23条（虐待及び体罰の禁止等）



推進施策（12） 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等

いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

23

計画期間の取組内容

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守れるよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

重点的取組2 困難を抱える子どもを支援する取組

24

育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。

こども未来局
教育委員会事務局

重点的取組2 困難を抱える子どもを支援する取組

25

学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。

市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

[該当条文] 第24条（いじめの防止等）

推進施策（13） 育ち・学ぶ施設における個人情報の管理

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

26

計画期間の取組内容

学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等は公正に作成し、個人情報保護条例に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

[該当条文] 第25条（子ども本人に関する文書等）

地域における子どもの権利保障（条例第3章第3節）

推進施策（14）地域における子育て及び教育環境の整備等

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。

27 計画期間の取組内容

子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、各種活動団体や地域教育会議等により、地域の子育てや教育環境を整備します。

おもな所管

市民文化局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

重点的取組1 子どもへの切れ目のない支援の取組

28

幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

重点的取組1 子どもへの切れ目のない支援の取組

29

地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。

こども未来局
区役所

[該当条文] 第26条（子どもの育ちの場等としての地域）

推進施策（15）子どもの居場所の確保

地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。

重点的取組3 子どもの居場所を支援する取組

30 計画期間の取組内容

地域において、子どもがありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センター等の子どもの居場所づくりを行います。

おもな所管

健康福祉局
こども未来局
区役所
教育委員会事務局

重点的取組3 子どもの居場所を支援する取組

31

不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行います。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

重点的取組3 子どもの居場所を支援する取組

32

子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、広報や啓発事業を実施します。

こども未来局

[該当条文] 第27条（子どもの居場所）

推進施策（16）地域における子どもの活動の支援

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

33 計画期間の取組内容

行政区、中学校区の子ども会議により地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

おもな所管

教育委員会事務局

[該当条文] 第28条（地域における子どもの活動）

施策の方向Ⅳ

子どもの参加（条例第4章）

さまざまな場において子どもの意見を聴き、子どもが自主的・自発的に、どこでも、何に対しても参加できるよう支援します。

推進施策（17）子どもの参加の促進

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの参加を支援します。

34

計画期間の取組内容

子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

35

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。

各局

36

子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けの市政情報やイベント情報をホームページ等を通じてわかりやすく提供します。

各局

[該当条文] 第29条（子どもの参加の促進）

推進施策（18）子ども会議の開催と支援

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が、子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援します。

37 計画期間の取組内容

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

38

川崎市子ども会議と、行政区、中学校区子ども会議との交流を支援し、活動の促進を図ります。

教育委員会事務局

[該当条文] 第30条（子ども会議）

推進施策（19）地域における子どもの参加活動の拠点づくり

子どもが安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

39 計画期間の取組内容

子どもが安心して自由に利用できる子ども夢パークにおいて、こどもゆめ横丁など子どもが自主的、自発的に参加する活動を支援します。

おもな所管

こども未来局

[該当条文] 第31条（参加活動の拠点づくり）

推進施策（20）自治的活動の奨励

育ち・学ぶ施設における子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

40 計画期間の取組内容

学校における生徒会活動等、子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう努めます。

[該当条文] 第32条（自治的活動の奨励）

おもな所管

教育委員会事務局

推進施策（21）より開かれた育ち・学ぶ施設

育ち・学ぶ施設が子どもとその親等、その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

41 計画期間の取組内容

学校教育推進会議等、学校や保育園等において、子どもと親等やその他地域住民に対し、施設の運営について説明し、定期的に話し合う場を提供し、開かれた施設づくりを推進します。

[該当条文] 第33条（より開かれた育ち・学ぶ施設）

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

推進施策（22）子どもの意見の尊重

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

42 計画期間の取組内容

育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、子どもが構成員として参加する子ども運営委員会等を組織し、定期的に子どもの意見を聴くよう努めます。

[該当条文] 第34条（市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見）

おもな所管

こども未来局

施策の方向V

相談及び救済（条例第5章）

子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

推進施策（23）人権オンブズパーソンによる相談・救済

人権オンブズパーソンが子どもの権利の侵害について相談及び救済を行います。

43 計画期間の取組内容

人権オンブズパーソンが、子どもの権利の侵害に関する相談や救済の申立てを受け付けるとともに、子どもが気軽に相談できるよう制度の周知と利用の促進を図ります。

[該当条文] 第35条（相談及び救済）

おもな所管

市民オンブズマン事務局

推進施策（24）関係機関と連携した相談・救済等

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

44 計画期間の取組内容

関係機関・団体と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

おもな所管

こども未来局
教育委員会事務局

45

子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用勧奨を行います。

こども未来局
区役所
教育委員会事務局

[該当条文] 第35条（相談及び救済）